破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６２号
栃木県小山市乙女３丁目10番16号
破産者　田中　弘一
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３０４号
神奈川県相模原市上溝4524－１　ビレッジ101号、住民票上の住所神奈川県相模原市南橋本２丁目４番16―510号
破産者　山田　奉文
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第１８２０号
仙台市青葉区旭ヶ丘１丁目42番１―203号
破産者　三浦　　寛
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２３２号
福島市笹木野字大金谷55番地の12
破産者　高村　眞二
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第２３３号
福島市笹木野字大金谷55番地の12
破産者　高村　佳子
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７６号
福島県白河市飯沢57番地２　大谷方
破産者　藤本　慶治
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目12番地の36　モンシャトー瀬谷503号
破産者　三浦　金雄
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９号
富山市婦中町砂子田59番地６
破産者　野村　一郎
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５７５号
山梨県甲府市徳行５丁目11番20号
破産者　鈴村　行宏
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
山梨県甲府市大里町2077番地３
破産者　中島　吉治
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
山梨県南アルプス市藤田1647番地２
破産者　須藤　雅樹
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３００４号
大阪市此花区梅香１丁目６番２号松本マンション101号
破産者　大隈　義臣
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７５５５号
大阪市都島区善源寺町２丁目２番４―1307号
破産者　稲垣　哲也
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５１号
大阪市東淀川区豊里１丁目３番46号アーベルⅡ501号、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊里１丁目11番13号
破産者　石橋商店こと　石橋　剛造
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５２号
大阪市東淀川区豊里１丁目３番46号アーベルⅡ501号、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊里１丁目11番13号
破産者　石橋　絹代
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５７号
大阪府茨木市西河原２丁目12番605号
破産者　岩城　優子
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３４４号
大阪市生野区巽中３丁目14番８号、開始決定時の住所大阪府東大阪市渋川町３丁目10番13号
破産者　高橋　宏明
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２００３号
大阪府豊中市大黒町２丁目２番５号、開始決定時の住所大阪府豊中市大島町３丁目５番26―301号
破産者　真政商事こと　新地　政行
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１６４号
大阪府八尾市中田１―33　ドミ・ソレイユ701、開始決定時の住所大阪府八尾市刑部４丁目206番地の11
破産者　辻田　岩男
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部